

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025 年 6 月 30 日
【発行者の名称】	株式会社サポート (SUPPORT Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 敦司
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目 24 番 8 号 (2025 年 6 月 30 日から本店所在地 東京都台東区台東四丁目 29 番 8 号が上記のように移転しております)
【電話番号】	03-3831-3981
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 佐藤 清文
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社サポート

<https://support-corp.jp/>

株式会社 東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 31 期（中間）	第 32 期（中間）	第 30 期	第 31 期
会計期間	自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日	自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日	自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
売上高（千円）	514,544	394,811	1,048,025	1,513,843
経常利益又は経常損失（△）（千円）	82,190	△86,564	221,297	386,576
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（千円）	52,740	△62,270	139,812	265,155
資本金（千円）	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数（株）	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額（千円）	455,834	605,979	403,094	668,249
総資産額（千円）	1,143,433	1,613,936	1,040,875	1,361,441
1 株当たり純資産額（円）	247.74	329.34	219.07	363.18
1 株当たり配当額（円）	—	—	—	—
1 株当たり中間（当期）純利 益又は 1 株当たり中間純損失（円） （△）	28.66	△33.84	75.99	144.11
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	39.9	37.5	38.7	49.1
自己資本利益率（％）	12.3	△9.8	42.0	49.5
株価収益率（倍）	—	—	—	2.65
配当性向（％）	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	213,052	△359,018	6,112	55,002
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△13,505	△3,616	△35,209	2,156
財務活動による（千円）	29,049	364,740	55,036	△19,985

キャッシュ・フロー				
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	327,723	137,957	98,677	135,851
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	34〔8〕	45〔8〕	29〔7〕	40〔9〕

（注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 1株当たり（中間）配当額及び配当性向については、（中間）配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第30期、第31期中間期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。また、第32期中間期の株価収益率については、中間純損失のため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 2024年4月3日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の状況について重要な変更はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025 年 3 月 31 日現在

従業員数(名)
45 [8]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 当社は建設コンサルタント事業の単一セグメントのため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間の売上高は 394,811 千円（前年同期比 23.3%減）、営業損失は 83,917 千円（前年同期は営業利益 77,090 千円）、経常損失は 86,564 千円（前年同期は経常利益 82,190 千円）、中間純損失は 62,270 千円（前年同期は中間純利益 52,740 千円）という結果となりました。

当中間会計期間において、当社の主たるサービスである土地区画整理事業を取り巻く環境は、物流倉庫やデータセンターなどの旺盛な建設需要を背景に、大規模な事業用地の需要が引き続き堅調であるため、事業機会は増加傾向にあります。しかしながら、一部の業務においては、当初の工期が延伸する結果となっております。その主な要因としては、都市計画の変更が伴う行政手続の遅延、2024 年に発生した能登半島地震の影響により技術者の確保に苦慮したことが挙げられます。これらの要因により、当中間会計期間の業績は当初計画を下回る結果となりました。

遅延している業務の多くは当事業年度末までに完了する見込みであり、全体の進捗は回復基調にあります。このため、通期の業績については、当初計画から大幅に乖離することはないと見込んでおります。今後も、効率的な業務遂行と市場機会の最大限の活用に努め、計画達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

なお、当社の事業セグメントは建設コンサルタント事業の単一セグメントのため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 137,957 千円（前事業年度末は 135,851 千円）であり、2,106 千円増加しました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は 359,018 千円（前年同期は 213,502 千円の獲得）となりました。これは主に売上債権の減少 241,448 千円、契約負債の増加 150,586 千円があった一方で、税引前中間純損失 86,564 千円、商品の増加 282,921 千円、未成業務支出金の増加 26,675 千円、前渡金の増加 123,606 千円、仕入債務の減少 64,098 千円、預り金の減少 15,130 千円、未払消費税等の減少 30,267 千円、未収消費税の増加 17,163 千円、法人税等の支払額 79,469 千円があったことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 3,616 千円（前年同期は 13,505 千円の使用）となりました。これは主に定期預金の純減額 39,002 千円、無形固定資産の取得による支出 2,600 千円、保険積立金の積立による支出 4,441 千円、敷金・保証金の差入による支出 36,630 千円があったことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 364,740 千円（前年同期は 29,049 千円の獲得）となりました。これは主に短期借入金の純増額 85,400 千円、長期借入れによる収入 333,000 千円、長期借入金の返済による支出 52,661 千円などによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
建設コンサルタント事業	1,263,925	436.1	1,847,515	165.0
合計	1,263,925	436.1	1,847,515	165.0

(注) 金額は、販売価格によっております。

(2) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
建設コンサルタント事業	394,811	76.7
合計	394,811	76.7

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)		当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
戸田建設株式会社	180,237	35.0	192,668	48.8
日野市上台土地区画整理組合	—	—	39,440	10.0
厚木市森の里東土地区画整理組合	62,720	12.2	24,530	6.2
熊谷市	93,566	18.2	—	—

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は2025年5月15日開催の取締役会において、2025年6月30日に本社移転を行うことを決議いたしました。本社移転に伴う設備の新設等への投資金額は55百万円を見込んでおります。

(2) 重要な設備の除却等

前事業年度の発行者情報の第一部「企業情報」第4「設備の状況」2「主要な設備の状況」に記載している提出会社の建物等の一部については、本社移転予定月までに全額を償却又は除却する予定です。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間末 現在発行数 (2025年3月31日) (株)	公表日現在 発行数 (2025年6月30日) (株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年10月1日～ 2025年3月31日	—	2,000,000	—	30,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
鈴木 敦司	埼玉県北葛飾郡松伏町	1,490,000	81.0

佐藤 清文	東京都昭島市	150,000	8.1
朝倉 洋一	東京都練馬区	100,000	5.4
鎌滝 裕司	神奈川県横浜市都筑区	50,000	2.7
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市	25,000	1.4
戸田建設株式会社	東京都中央区	25,000	1.4
計	—	1,840,000	100.0

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	160,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,840,000	18,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	18,400	—

② 【自己株式等】

2025 年 3 月 31 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社 サポート	東京都台東区台東 四丁目 29 番 8 号	160,000	—	160,000	8.0
計	—	160,000	—	160,000	8.0

2 【株価の推移】

月別	2024 年 10 月	2024 年 11 月	2024 年 12 月	2025 年 1 月	2025 年 2 月	2025 年 3 月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2. 2024 年 10 月から 2025 年 3 月について売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間会計期間(2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の中間財務諸表について、ふじみ監査法人の期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」(1976 年大蔵省令第 28 号)第 95 条第 2 項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2025 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	199,890	194,996
売掛金	995,380	753,931
商品	—	282,921
未成業務支出金	34,011	60,687
前渡金	—	123,606
前払費用	1,978	18,803
その他	4,081	46,728
流動資産合計	1,235,342	1,481,675
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,854	3,985
構築物	42	31
車両運搬具	737	368
工具、器具及び備品	3,565	975
土地	10,000	10,000
リース資産	3,323	2,556
有形固定資産合計	20,523	17,917
無形固定資産		
ソフトウェア	16,443	17,696
電話加入権	183	—
無形固定資産合計	16,627	17,696
投資その他の資産		
関係会社株式	1,000	1,000
出資金	250	250
長期前払費用	1,990	1,855
長期性預金	32,001	—

繰延税金資産	8, 551	8, 551
保険積立金	43, 828	47, 553
その他	1, 325	37, 436
投資その他の資産合計	88, 947	96, 646
固定資産合計	126, 098	132, 260
資産合計	1, 361, 441	1, 613, 936

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	182,143	118,044
短期借入金	30,000	115,400
1 年内返済予定長期借入金	84,174	154,698
リース債務	1,720	1,737
未払金	18,131	15,195
未払費用	14,289	3,822
未払法人税等	79,453	—
契約負債	—	150,586
預り金	23,578	8,448
受注損失引当金	—	1,799
その他	30,283	8
流動負債合計	463,775	569,739
固定負債		
長期借入金	227,218	437,033
リース債務	2,198	1,183
固定負債合計	229,417	438,217
負債合計	693,192	1,007,957
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	6,181	6,181
資本剰余金合計	6,181	6,181
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
別途積立金	54,000	54,000
繰越利益剰余金	574,368	512,098
利益剰余金合計	635,868	573,598

自己株式	△3, 801	△3, 801
株主資本合計	668, 249	605, 979
純資産合計	668, 249	605, 979
負債純資産合計	1, 361, 441	1, 613, 936

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
売上高	514,544	394,811
売上原価	276,611	264,752
売上総利益	237,933	130,058
販売費及び一般管理費	※ 160,842	※ 213,976
営業利益又は営業損失 (△)	77,090	△83,917
営業外収益		
受取利息	5	101
受取賃貸料	808	16
受取出向料	3,199	—
受取保険料	3,045	696
受取補償金	2,750	—
その他	643	—
営業外収益合計	10,452	814
営業外費用		
支払利息	1,895	3,109
賃貸費用	246	—
出向者給与	3,200	—
その他	10	351
営業外費用合計	5,352	3,461
経常利益又は経常損失 (△)	82,190	△86,564
特別損失		
固定資産除却損	311	0
特別損失合計	311	0
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	81,879	△86,564
法人税等	29,138	△24,294
中間純利益又は中間純損失 (△)	52,740	△62,270

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	81,879	△86,564
減価償却費	2,531	5,377
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△29	1,799
受取利息及び受取配当金	△5	△101
支払利息	1,895	3,109
固定資産除却損	184	0
売上債権の増減額 (△は増加)	201,116	241,448
商品の増減額 (△は増加)	—	△282,921
未成業務支出金の増減額 (△は増加)	△69,484	△26,675
前渡金の増減額 (△は増加)	—	△123,606
仕入債務の増減額 (△は減少)	123,511	△64,098
未払費用の増減額 (△は減少)	139	△10,467
契約負債の増減額 (△は減少)	△15	150,586
預り金の増減額 (△は減少)	△21,321	△15,130
未払消費税の増減額 (△は減少)	△36,335	△30,267
未収消費税の増減額 (△は増加)	—	△17,163
その他	3,664	△21,865
小計	287,732	△276,541
利息及び配当金の受取額	5	101
利息の支払額	△1,895	△3,109
法人税等の支払額	△72,339	△79,469
営業活動によるキャッシュ・フロー	213,502	△359,018
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△12,001	39,002
有形固定資産の取得による支出	△1,136	—
無形固定資産の取得による支出	—	△2,600
保険積立金の積立による支出	△3,406	△4,441
保険積立金の解約による収入	3,038	716

敷金・保証金の差入による支出	—	△36,630
敷金・保証金の返還による収入	—	336
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,505	△3,616
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△48,000	85,400
長期借入れによる収入	198,140	333,000
長期借入金の返済による支出	△120,251	△52,661
リース債務の返済による支出	△839	△998
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,049	364,740
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	229,046	2,106
現金及び現金同等物の期首残高	98,677	135,851
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 327,723	※ 137,957

【注記事項】

(中間財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

但し、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
役員報酬等	41,974 千円	42,000 千円
給与手当	29,063 千円	44,705 千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
現金及び預金	432,764 千円	194,996 千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△105,040 千円	△57,038 千円
現金及び現金同等物	327,723 千円	137,957 千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

調査設計業務	422, 420	289, 442
事務局等運営業務	92, 124	105, 368
顧客との契約から生じる収益	514, 544	394, 811
外部顧客への売上高	514, 544	394, 811

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は建設コンサルタント事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△) (円)	28.66	△33.84
中間純利益又は中間純損失(△) (千円)	52,740	△62,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る中間純利益又は 普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	52,740	△62,270
普通株式の期中平均株式数(株)	1,840,000	1,840,000

(注) 1. 2024 年 4 月 3 日付で普通株式 1 株につき 10,000 株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2. 前中間会計期間は、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当中間会計期間は、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益は、潜在株式が存在せず、また 1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式取得による子会社化)

当社は、2025 年 5 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、富士エンジニアリング株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025 年 6 月 5 日付で締結した株式譲渡契約の通り、同日付で株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 株式取得の目的

当社は、2025 年 5 月 15 日開催の取締役会において、富士エンジニアリング株式会社の株式を取得することを決議しました。同社は、1969 年の設立以来、名古屋圏内で積み上げてきた長年の実績に基づく土木設計業務の受注を強みとしており、建設コンサルタントとして、行政や企業との協議調整をはじめ、調査・計画・測量・設計等の業務を中心に事業を展開しております。

富士エンジニアリング株式会社の子会社化によって、生産ネットワークの充実や事業規模の拡大、収益源の多様化に加え、技術及びノウハウの共有による企業価値の向上に繋がると考えております。

当該株式取得に伴い、2025 年 9 月期より、富士エンジニアリング株式会社は当社の連結子会社となる予定です。

(2) 買収する会社の名称、事業内容、規模

被取得企業の名称	富士エンジニアリング株式会社
事業の内容	建設コンサルタント業
資本金の額	60,000,000 円

(3) 株式取得の時期 2025 年 6 月 5 日

(4) 株式取得後の企業の名称 変更ありません。

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

①取得する株式の数	120,000 株
②取得価額	54,960 千円
③取得後の持分比率	100%

(6) 支払資金の調達及び支払方法

自己資金

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによります。

(8) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー一他に対する報酬・手数料（概算額）19,318 千円

(9) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では、確定しておりません。

(10) 株式取得日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

現時点では、確定しておりません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 6 月 30 日

株式会社サポート
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

濱島 能文

淡路 洋平

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サポートの 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までの第 32 期事業年度の中間会計期間(2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サポートの 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上